

2026 年 10 月 1 日

各 位

株式会社成田空港ビジネス
サービス事業部

「NARITA PREMIER LOUNGE ケータリングサービス」

企画競争の参加募集について

本業務は、成田国際空港第 1 旅客ターミナルビル第 1 サテライトにて当社が運営する直営ラウンジ「NARITA PREMIER LOUNGE」の適正かつ円滑な運用を図ることを目的として、当該ラウンジにおいて提供する飲食物のケータリングサービスを委託するものです。

受注者の選定に当たりましては、皆様からのご提案を頂いた上で、当社にてご提案内容を審査の上、決定させていただきます。

つきましては、「NARITA PREMIER LOUNGE ケータリングサービス」についての提案を希望される場合には、募集要項に従い、必要書類をご提出いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

募 集 要 項

1. 全体スケジュール

(1) まず、エントリーシート等をご提出いただき、応募資格審査を実施いたします。次に、応募資格審査に合格した者より企画提案書（以下、「提案書」という。）、見積書をご提出いただき、書類審査を実施いたします。書類審査に合格した者には、ご提案内容についてさらに詳細をお伺いするため、プレゼンテーションを実施させていただきます。その上で、総合的に判断して一者を選定いたします。

(2) 選定の具体的なスケジュールは、以下のとおりです。

- ◆ 募 集 開 始 : 2026 年 10 月 01 日（木）
- ◆ エントリーシート等提出締切 : 2026 年 10 月 20 日（火）17:00 必着
- ◆ 応募資格審査結果の通知 : 2026 年 10 月 21 日（水）～10 月 23 日（金）
- ◆ 仕 様 説 明 : 2026 年 10 月 26 日（月）～10 月 28 日（水）
- ◆ 仕 様 質 問 締 切 : 2026 年 11 月 04 日（木）12:00 必着
- ◆ 仕 様 質 問 回 答 : 2026 年 11 月 06 日（金）
- ◆ 提 案 書 等 提 出 締 切 : 2026 年 12 月 04 日（金）13:00 必着
- ◆ 書類審査結果の通知 : 2026 年 12 月 08 日（火）
- ◆ プレゼンテーション（予定） : 2026 年 12 月 14 日（月）～12 月 18 日（金）
※プレゼンテーション日時詳細は、12 月 8 日（火）17:00 までに通知いたします。
- ◆ 内 定 通 知（予定） : 2026 年 12 月 23 日（水）

2. 契約期間

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

※期間満了の 90 日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合、2030 年 3 月 31 日までの間 1 年ごとに価格交渉を行い、合意すれば委託契約を更新いたします。

3. 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす者に限らせていただきます。

(1) 基本条件

- ① 当社における 2025・26・27 年度契約参加資格「借上げ・その他役務の提供」に登録されていること。
- ② 応募申込に係る提出期限の日から、見積書開封の時までの期間に、成田国際空港株式会社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」（以下「取引停止措置要領」という。）に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。
- ③ 単体企業であること。

(2) 業務実績

過去 5 年の間に、以下の①、②いずれかの実績を有すること。

- ① 本邦拠点空港の国際線ターミナル制限区域内で、航空会社ラウンジにケータリン

グサービスを1年以上継続して行った実績

- ② 公共施設又は日本ショッピングセンター協会が定義するショッピングセンター内の飲食店（食品衛生法に基づき飲食店業の営業許可を受けた飲食店）において製造又は販売を1年以上継続して行った実績

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと（但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

4. 企画競争参加の制限

- (1) 競争の公平性及び透明性を確保するため、次の条件に該当する場合には、前記の資格を満たす者であっても、ご応募いただけません。

- ① 資本関係において、以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- ② 人的関係において、以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれかに該当しないことを表明しこれを保証できない者は、ご応募いただけません。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は暴力団等反社会的勢力であったこと、若しくは暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、又は関与していたこと。

- ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は利用していたこと。

- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与し、又は関与していたこと。

- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は有していたこと。

- ⑤ この契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

5. エントリーシート等の提出及び応募資格審査

本企画競争に参加を希望される場合は、別掲のエントリーシート及び以下に示す必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① エントリーシート 1部
- ② 3.(2)「業務実績」に示す業務実績を証明する書類等の写し等
- ③ (食品衛生法に定める飲食店業の資格を有する場合)
当該許可書等の写し等

(2) 提出期限

2026年10月20日(火) 17:00 必着

(3) 提出方法

提出書類は、提出期限までに13.の提出先に電子メールにてお送り下さい。当社担当者が提出期限内の応募申込を確認し、エントリーシート内「ご担当者名」に記載された方へ受領確認のメール送信をもって申込完了といたします。

(4) 応募資格審査結果の通知

5.(1)に示す提出書類を受領後、応募資格について審査を行います。審査結果は、合格した者にのみ、エントリーシート内「ご担当者名」に記載された方に対し、2026年10月23日(金)までに当社担当者から電子メールにてご連絡いたします。

6. 提案書等の作成方法

(1) 内容

「仕様書」及び「企画提案要領書」に沿った内容で作成願います。

(2) 提供資料

- ① 仕様書
- ② 企画提案要領書
- ③ 見積依頼書

(3) 提供資料配付場所及び期間

提供資料については、応募資格審査を合格した者に対して当社にて配付します。提供資料を受け取りたい場合は、予め「13. 本件に関するお問合せ」に示す担当者に電話連絡の上、2026年10月28日(水) 17:00 までに当社へ直接お越しください。

(4) 質問の提出方法及び回答

提案書の作成に際し、ご不明な点がある場合は、2026年11月04日(水) 12:00 までに「13. 本件に関するお問合せ」に示す担当者宛に、電子メールにて質問事項を

お送りください。その際、質問事項をメールにて送信した旨、速やかに電話連絡をお願いいたします。回答については、応募資格審査に合格した者に、2026 年 11 月 06 日(金)に当社担当者から電子メールにてご連絡いたします。

7. 提案書等の提出及び書類審査

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 提案書 A3 サイズ 15 部、A4 サイズ 3 部
- ② 見積書 1 部(見積明細書を含む)

(2) 提出期限

2026 年 12 月 04 日(金) 13:00 必着

(3) 提出方法

「13. 本件に関するお問合せ」に示す担当者まで郵送(宅配便、メール便等配達日が確認できるものでも可能)にてご提出いただきます。

(4) 書類審査結果の通知

7. (1)に示す提案書等を受領後、書類審査を行います。審査結果は合格した者のみ、エントリーシート内「ご担当者名」に記載された方に対し、2026 年 12 月 08 日(火)までに当社担当者から電子メールにてご連絡いたします。

(5) その他

各者からいただいた提出書類については、全て非公開とさせていただきます。また、提出書類等は返却に応じかねますのでご了承願います。
見積書以外の書類については、貴社の社名は伏せてご記載ください。

8. プレゼンテーション

(1) 日時

2026 年 12 月 14 日(月)～12 月 18 日(金) 予定

詳細は、提案書等の書類審査に合格した者にのみ、ご連絡いたします。

(2) 場所

成田国際空港内 会議室予定

詳細は、提案書等の書類審査に合格した者にのみ、ご連絡いたします。

(3) 所要時間

50 分(プレゼンテーション 40 分(試食含む)、質疑 10 分)

(4) 使用資料

当日はケータリングサービスとして提供する実物を準備していただきます。2026 年 12 月 04 日(金)13:00 までにご提出いただいた提案書及び当日ご持参いただく実物をもとにご説明願います。

- (5) 評価者
当社の指定する評価員

- (6) 貴社説明者
原則 3 名以内とします。契約後に本件をご担当予定の方は、可能な限りご出席いただきますようお願い致します。なお、予め当社に対し、出席者の氏名と役職を電子メールにてご連絡ください。

9. プレゼンテーションの評価項目

- ① 品質
- ② 品揃え
- ③ 提供のしやすさ
- ④ 納入体制
- ⑤ 価格等

10. 選定結果の通知

選定結果は、2026 年 12 月 23 日(水)までに、エントリーシート内「ご担当者名」に記載された方に対し、当社担当者から、電子メールにて通知させていただきます。

11. 契約相手方の決定方法等

プレゼンテーションにより選定（内定）された者と、最終的な仕様内容、及び見積価格について交渉し、合意すれば契約の相手方とします。（※詳細は別紙「《企画競争》契約候補者決定後の流れ」をご参照ください。）

なお、当社の契約の相手方としてふさわしい資力・信用の状態等であるかを審査するため、必要な書類を提出していただく場合があります。

12. その他

- (1) 3. (3)の下線部に該当する者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し 1 通を、5. に示す提出書類と共にご提出ください。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案書等の作成及び提出等に要する一切の費用は、全て提案者の負担となります。
- (4) 提案書提出後の内容変更は、原則として認めません。
- (5) 各者からいただいた提案書等全ての書類については、全て非公開とさせていただきます。また、選定結果にかかわらず、返却いたしませんことを予めご了承ください。
- (6) 審査における公平性を厳正に保つため、審査結果に関するお問い合わせには、一切応じられないことを予めご了承ください。

- (7) 選定された者は、企画競争実施の結果、最適な契約候補者として特定したものです
が、契約手続きの完了までは、当社との契約関係を生じるものではありません。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした者は、本競争の応募資格を失うとともに、取引停止措
置要領に基づく取引停止の措置を行うことがあります。
また、応募資格のない者の提案書、エントリーシートに虚偽の記載をした者の提案
書及び提案書の提出に関する条件に違反した提案書は無効とします。
さらに、無効の提案書の提出を行った者を契約相手方としていた場合は、契約決定
を取り消します。
- (9) 選定された者の提案は、そのまま契約の仕様にはなりません。

13. 本件に関するお問合せ及び書類の提出先

本件に関するお問合せ及び書類の提出は、以下担当者までお願いいたします。
また、必ず以下担当者に電話連絡をお願いいたします。

〒282-0004 千葉県成田市成田国際空港内南オペレーションセンター2階 OP2015 株式会社成田空港ビジネス サービス事業部 受付サービス課 (担当：友定、高嶋) 電 話 : 0476-32-6566 F A X : 0476-32-6567 Email : reception@naab.co.jp
--

《企画競争》

契約候補者決定後の流れ

